

令和6年能登半島地震による被災者に対する危険物取扱者免状再交付手数料及び消防設備士免状再交付手数料の減免措置に係る事務処理要領

(目的)

第一条 この要領は、「令和6年能登半島地震に対応した消防関係手数料の減免措置について」(令和6年1月11日付け消防予第12号・消防危8号消防庁予防課長・危険物保安室長連名通知)に基づき、危険物取扱者免状再交付手数料及び消防設備士免状再交付手数料の減免を行う場合の事務処理手続等についてあらかじめ定めることにより、被災者を支援することを目的とする。

(減免対象手数料)

第二条 減免の対象となる手数料は、別紙1のとおりとする。

(対象期間、対象者及び減免率)

第三条 減免の対象期間、対象者及び減免率は、別紙2のとおりとする。

(減免申請)

第四条 減免申請は、別紙3で定める手続きの流れに従うこととする。

2 減免申請書の様式は任意であるが、第1号様式を参考とするものとする。

(減免の決定)

第五条 消防保安室長は、前条の減免申請があった場合において、手数料の減免を決定したときは、申請者に対して第2号様式により通知するものとする。

(減免申請の受付期限)

第六条 減免申請の受付期限は、別途通知するまでの当分の間とする。

附 則

この要領は、令和6年1月11日から施行する。

減免対象手数料

危険物規制関係事務手数料

No.	手数料の名称	単位	金額	減免額	対象災害
1	危険物取扱者免状再交付手数料	1件	1,900 円	全額	令和6年能登半島地震

消防設備士関係事務手数料

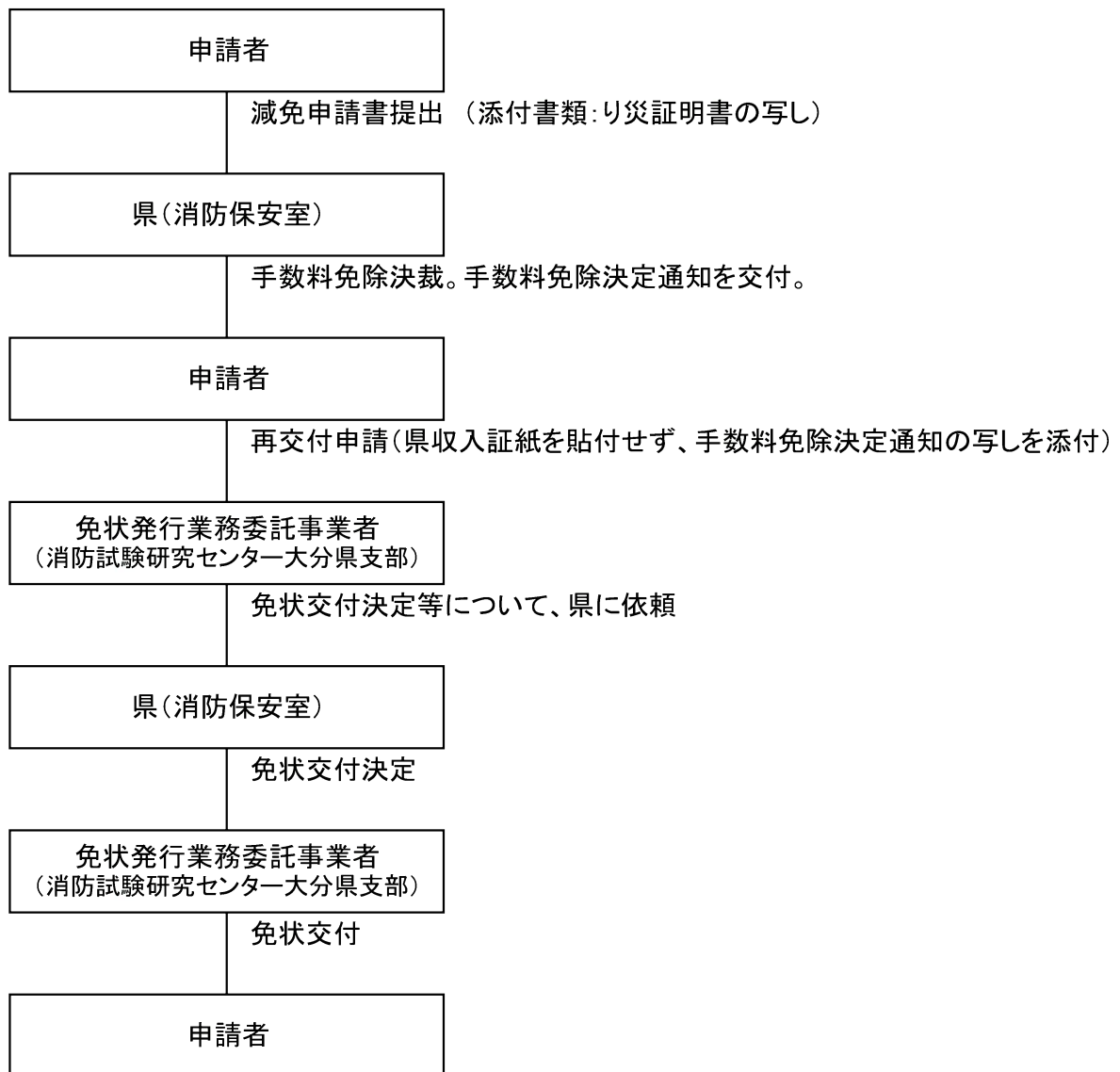
No.	手数料の名称	単位	金額	減免額	対象災害
1	消防設備士免状再交付手数料	1件	1,900 円	全額	令和6年能登半島地震

別紙2

減免の対象期間	令和6年1月11日～当分の間
減免の対象者	令和6年能登半島地震により被災し、免状を喪失・破損等した者で、市町村から災証明書の交付を受けた者
減免率	10/10

別紙3

手数料免除申請を行う場合の危険物取扱者免状再交付及び消防設備士免状再交付申請手続き



第1号様式

〇〇再交付手数料免除申請書

令和 年 月 日

大分県知事 殿

住所
申請書
氏名 印
(生年月日： 年 月 日)

大分県使用料及び手数料条例第6条の規定により、下記のとおり、〇〇再交付手数料の免除を申請します。

記

- 1 交付を受けている免状（種類等）
- 2 免状番号（※不明な場合は、その旨記入）
- 3 再交付手数料の額
- 4 再交付申請の理由
被災により免状を（喪失・破損等）したため。

※添付書類

- ・り災証明書の写し

第2号様式

消保第 号
令和 年 月 日

〇〇〇〇 殿

大分県生活環境部防災局消防保安室長

〇〇再交付手数料の免除の決定について

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった上記のことについて、下記のとおり免除を決定しましたので、令和6年能登半島地震による被災者に対する危険物取扱者免状再交付手数料及び消防設備士免状再交付手数料の減免措置に係る事務処理要領第5条の規定により通知します。

記

1 免除される者

2 免除される手数料の額